

様式第8（第22条関係）

令和7年度電源立地地域対策交付金事業評価報告書

東政発第 63号

令和8年4月6日

関東経済産業局長 殿

住所 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

氏名 東海村長 山 田 修

令和7年11月28日付け20251016財関東第8号をもって（令和8年2月20日付け20260213財関東第3号による変更承認を含む。）交付の決定の通知を受けた電源立地地域対策交付金にかかる交付金事業の成果の評価について電源立地地域対策交付金交付規則第22条第3項の規定により別紙のとおり報告します。

- （注）（1） 別紙は次の事業評価総括表及び事業評価個表の様式によること。
（2） 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

別紙

I．事業評価総括表（令和7年度）

（単位：円）

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金事業者名又は間 接交付金事業者名	交付金事業に要し た経費	交付金充当額	備 考
	公共用施設に係 る整備、維持補 修又は維持運営 等措置	公共施設維持補修事業 （基金造成）	茨城県東海村	211,000,000	211,000,000	

Ⅱ．事業評価個表（令和 7 年度）

番号	措置名	交付金事業の名称	
	公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置	公共施設維持補修事業 （基金造成）	
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		茨城県東海村	
交付金事業実施場所		茨城県那珂郡東海村内	
交付金事業の概要		村内における住民福祉の向上に寄与する公共施設（福祉施設等）の維持補修に係る令和 9 年度以降の設備工事，外装改修工事等に要する経費への基金造成。 本基金の造成により，施設の安全性や長寿命化等の確保の観点から補修を要する施設の工事に係る財政的基盤の構築を実現するとともに，基金により財源が確保されることで，計画的な工事実施への足掛かりとする。	
交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標		東海村公共施設等総合管理計画の基本方針 1 では，予防保全型の維持管理と長寿命化（日常点検や計画的な改修により，公共施設等の長寿命化を図ります）と謳われており，令和7年度も引き続き本事業を継続していく。 【目標】 本基金を充当して公共施設維持補修事業を実施し，建設後の時間の経過による施設の老朽化や，多様化する住民ニーズに対応する。	
事業開始年度		令和 7 年度	事業終了（予定）年度 令和 7 年度
事業期間の設定理由		基金造成事業については，単年度で完了する事業のため。	

